

第一回 令和 6 年 6 月 27 日（8 名出席）

- (1) 令和 5 年度 委託相談支援事業所の実績について
- (2) 地域生活支援拠点について
 - ・令和 5 年度 地域生活支援拠点の実績について
 - ・面的整備の推進について
 - ・コーディネーターの設置について

第二回 令和 6 年 10 月 24 日（6 名出席）

- (1) 困難事例のケース検討 白井市こども発達センターより
- (2) 地域生活支援拠点について
 - ・コーディネーターの設置について
- (3) 相談支援事業に関する情報交換・連絡調整
 - ・障害福祉サービス・障害支援区分の終了月の標準化について

第三回 令和 7 年 1 月 23 日（14 名出席）

- (1) 新規事業所紹介
 - ・Tetoria 白井（就労継続支援 A 型）
 - ・アウー梨の学校（生活介護・就労継続支援 B 型）
- (2) 困難事例のケース検討 レ・アーリ相談支援事業所より
- (3) 相談支援事業に関する情報交換・連絡調整
 - ・障害福祉サービス・障害支援区分の終了月の標準化について
 - ・複数の相談支援事業所による協働の運営について情報提供
- (4) 来年度以降の取組案
 - ・社会資源の情報共有

令和 6 年度 要旨

【令和 5 年度 委託相談支援事業所（座ぐり）の実績について】

自立支援協議会の協議内容として委託相談支援の中立性・公平性に関することが定められている。計画相談での対応が 4,891 回。委託相談が 573 件。委託相談は、精神障がいが多い。また、福祉サービスの利用につなげる支援が半数以上、その他は不安の解消や情報提供など。／SNS による相談についても検討が必要だが、ルールを設けないと相談がいくらでもになってしまうという意見が聞かれた。／次年度以降は基幹相談について報告を行うことになる。

【地域生活支援拠点について】

○令和 5 年度実績について

安心生活支援事業による夜間相談は 12 件。相談内容は「不安の解消・情緒安定」が最も多く、対応内容は「助言・情報提供」が最多。 件数は少なめだが、日中の支援でカバーできてい

るのか、周知が足りていないのかを見ていく必要がある。本事業からつながったわけではないが、緊急対応として居室確保事業を利用し1名の一時保護を実施した。

○面的整備の推進について

地域生活支援拠点への参画を促したい。加算だけで人が雇えるわけではなく、新たに始めるのは大変かもしれないが、現状緊急対応、24 時間対応をしている事業所は拠点の登録を検討していただきたい旨、案内。

○コーディネーターの設置について

(第1回)

飯ヶ谷:令和6年4月の制度改正で、拠点と基幹相談の役割が整理された。拠点が中心となり、地域移行を行うこと、また、拠点コーディネーターは指定特定相談支援事業所に配置出来ることとなった。配置にかかる人件費は加算で算定する。

事務局:障害福祉計画で、拠点コーディネーターの設置について基幹とともに令和7年度から実施としている。今回の国の制度改正では、相談支援事業所への加算によって進めるという意図があるが、市では基幹相談支援センターの中に置くことで整理してきた。社会福祉法人フラットからコーディネーター実施の申し出があった。相談支援事業所の加算で置く場合は、拠点コーディネーターは専従の職員となる。拠点コーディネーターを相談支援事業所で実施する場合のメリットとしては、専従職員を置いて役割分担ができるため、地域移行の推進や福祉サービスを利用していない人への関りが手厚くできる。一方、白井市の規模でコーディネーターを専従で置く必要があるかも検討する必要がある。

(以下、意見等)

- ・ 地域生活支援拠点自体の役割や、コーディネーターの役割は複雑なためイメージできない。
- ・ 国がやれと言っているからやるのではなく、本来であれば白井市に必要なだからやるべきではないか。
- ・ コーディネーターを置いて充実できると安心できるが、今すぐ必要なものかわからない。
- ・ まずは基幹が充実して、コーディネーター機能が業務を圧迫するということであれば独立させるのも一つではないか。

(第2回)

事務局:社会福祉法人フラットから実施の申し出があり、基幹相談支援センター設置前に整理がつくのであればと考え、前回、相談支援事業所にコーディネーターを置く場合について検討いただいた。この間、法人と協議し、当面(少なくとも一年程度)は、基幹の中で拠点コーディネーターを実施することを話した。基幹で実施する場合のコーディネーター業務の優先度について意見を聞きたい。

(以下、意見等)

- ・ 今は本人がサービスを希望していないが、親なき後が心配という相談があった。親なき後使える制度を知ってもらう機会があると良い。
- ・ 親なき後について相談できる場所があるというだけでも安心できる親は多いと思う。
- ・ サービスが必要な人で、希望しない人を基幹で把握した場合、リスト化して年に1度くらい連絡をとる等の取組ができると良い。

- ・ ニーズの高い内容を把握し、それが地域移行や緊急対応など拠点コーディネーター業務であるかを検討してはどうか。

(まとめ)

- ・ 次年度以降、基幹相談支援センターで拠点に関するニーズ等を整理をしていく。

【困難事例のケース検討】

市内計画相談支援事業所等が持ち回りで事例を提供し、ケース検討を実施した。

【新規事業所紹介】

- Tetoria 白井（就労継続支援 A 型）定員は 20 名だが、現状の体制では 15 名程度までと考えている。
- アウー梨の学校（生活介護・就労継続支援 B 型）就労 B 14 名と生活介護 6 名。就労 B は、知的・精神障がい。行動障がいのある方は要相談。生活介護は身体障がいメイン。

【相談支援事業に関する情報交換・連絡調整】

第 2 回・第 3 回

- 障害福祉サービス・障害支援区分の更新月について

- ・ 期限切れの月ごとの件数を資料として提示。
- ・ 前年から分散できないかという相談事業所があり議題としてあがっている。
- ・ 就学している障がい児と同じように、誕生月にするという案もあるが、誕生月に変更となると余計に手間になるという事業所もある。

(まとめ)

- ・ 一括での変更はメリットデメリットが立場によりある。変更が必要な場合、各相談支援事業所ごとに市と相談し終了月を変更していくこととする。

【その他について】

- ・ 計画相談業務ガイドラインについて協議する場はあるか。→相談支援事業者連絡会にて年度内に 2 回実施。

(次年度以降の取組)

- 「社会資源の情報共有」。地域資源マップを埋める作業を通して、地域課題を探る。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて「にも包括」】

令和 6 年 8 月 5 日 (20 名)

- ・ メンタルヘルスマップ(精神障がい者の社会資源紹介マップ)を前年度末作成し配布したことの報告。
- ・ 今後、近隣精神科医療機関情報の冊子を作製する方針。

令和 7 年 1 月 27 日 (19 名)

- ・ 近隣精神科医療機関情報の冊子を作製について、情報収集アンケートのリマインド(委員から協力の申し出あり)や掲載内容の精査等
- ・ 次年度以降の取組案。「事例紹介・報告」「精神障がいと介護保険との連携」「(高齢者分野の支援者から)精神障がいの子どもがいる場合の関わり方を知りたい」

(まとめ)

- ・ 医療機関情報冊子は、情報が集まりつつあるが、未完成。次年度業務を基幹に引き継ぎ、完成を目指す。
- ・ 次年度の取組は意見を参考に決定。介護保険との関係。事例紹介等。

年間まとめ

本年度は法改正があり、特に地域生活支援拠点コーディネーターに関する議論に多くの時間を費やした。その結果、当初毎回実施する予定であった事例検討については、規模を縮小して実施することとなった。

また、相談支援事業の更新月に関しても議論を重ね、その結果、より柔軟な変更が可能となったことは大きな成果と考えられる。

さらに、にも包括では、昨年度に作成したメンタルヘルスマップに続き、医療機関情報冊子の作成に取り組んだ。しかし、作業時間が不足したため、完成は次年度へ持ち越しとなった。

次年度からは、基幹相談支援センターが設置されることに伴い、相談支援事業者へのフォローアップや当部会の事務局が移管される予定である。これまでの経緯を踏まえ、適切な引き継ぎを行い、円滑な運営を目指していく。